

高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県（以下「県」という。）は、地域での在宅医療を支える訪問看護ステーションの充実を図ることを目的として、末期がんなどの高度な医療にも対応する訪問看護師を育成するため、県が適当と認めるものについて、高度な医療処置のノウハウを有する訪問看護ステーションでOJT研修を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別に定める「高度な医療に対応する訪問看護師育成事業実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、県内において、訪問看護ステーションが行う、高度かつ専門的な知識、技能を習得させるためのOJT研修を実施する事業とする。

(補助対象事業者)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業者は、訪問看護ステーションを県内に設置する法人であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 前条に定める事業を県内において実施する者。
 - (2) 事業を行う意思及び事業の具体的計画を有し、かつ、計画を的確に実施できる能力と体制を有する者。
 - (3) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理及び処理を行う能力と体制を有する者。
 - (4) その他補助対象事業者の要件は、別に定める要領によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものに該当する場合は、補助の対象外とする。
- (1) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下、「条例」という。）第2条第1号に定める暴力団が設置者である場合。
 - (2) 条例第2条第2号に定める暴力団員が事業主又は役員となっている法人が設置者である場合。
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人が設置者である場合

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業を実施する場合に要するもので、別表の第1欄に定める事業区分ごとに、同表第3欄に定める経費とし、また補助率は同表第4欄に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) OJT研修の対象となる訪問看護師は、本OJT研修後、県内の訪問看護ステーションに勤務することを、条件として付す。
- (2) (1)に定める条件に反した場合、補助の目的に適合しないとして、補助金を交付しない。補助金の額の確定があった後においても、同様とする。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ

ならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(事業内容の変更等の承認申請手続)

第10条 補助事業者は、規則第6条の規定に基づいて、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費総額の増減が20%以内の場合

(2) 補助対象経費総額の増減が20%の範囲内において、当初申請した収支予算書の経費区分間の配分を変更する場合

3 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を承認する場合には、様式第4号の変更(中止・廃止)承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 補助事業者は、事業完了後30日以内又は当該補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 経費精算額調書

(2) 事業実績報告書

(3) 当該事業に係る収支決算書又はその案

(4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助金の支払は、精算払によるものとする。補助事業者は、前条の通知書を受領後、速やかに様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消額の返還を命ずる。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表（第5条・第6条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>高度な医療に対応する訪問看護師育成事業</p>	<p>次の(1)及び(2)の合計額で、埼玉県知事が必要と認めた額とする。（1事業者当たりの上限 530千円）</p> <p>(1)新人訪問看護師の人件費相当額</p> <p>(2)新人訪問看護師に係る研修の参加経費等</p>	<p>人件費（新たに雇用し、OJTの対象となる新人の訪問看護師の2か月分の給与費。ただし、採用後の3か月のうち、2か月目、3か月目の2か月間を対象とする。）</p> <p>当該訪問看護ステーションが負担する新人訪問看護師の採用後3か月までに受講する外部研修受講経費、テキスト代</p>	<p>10分の10</p>